

庭山分会長に対する不当な 「訓告処分」を撤回せよ！

「3月23日、庭山分会長に不当な「訓告処分」が出されました。事由は、「平成23年12月31日、時系列等報告書の作成を拒否したことは、社員として誠に不都合な行為である」というものです。

庭山分会長は、12月30日早めに出勤し、出勤点呼を済ませ、乗務準備を終えて、乗務点呼まで時間があつた為食事をとっていました。そこに小川営業科長が現れ、「今は何の時間ですか」といい、次の日、小川営業科長に呼ばれ「時系列等報告書」を強要されたのです。庭山分会長は、「その時に科長自身がいたのだから状況はわかっている筈だ。時系列等報告書は書く必要はない」と、時系列等報告書を拒否しました。処分事由が食事をしたことではなく、時系列等報告書の作成を拒否したことが理由なのです。なぜ庭山分会長だけが訓告処分を受けるのでしょうか？東二運分会は、不当な処分を絶対認めることはできません。

何故このような不当な処分を会社は出してくるのか。東二運分会はこれまで会社の「命令と服従」「規律と忠誠心」の強権的労務管理に抗し、職場から声を出し闘ってきました。会社はJR東海労の闘いを弱体化させるために躍起になっています。「酒気帯び出勤」のデッチ上げ、尾崎副分会長の業務中の些細な事象での再教育・不当配転。相次ぐ役員を狙い撃ちにした添乗などです。そして今回の分会長を狙った不当な訓告処分です。

東二運分会は、会社による組織破壊攻撃を許すことなく、職場から声を出し、団結を強化し組織一丸となり不当処分撤回、報復処分撤回裁判勝利に向け闘いを強化していきます。